

令和6年度 第6回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和6年度第6回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和6年9月25日(水) 14:00~14:50	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	2 下河内 昭博 3 川尻 一行 4 村上 浩司 6 室元 文雄 7 中福 留美 8 田中 正彦 9 小原 正清		
欠席委員	1 山田 隆見 5 清水 正子		
出席者 総 数	出席委員 7名		
事務局 職 員	事務局長 猪垣 英治 書 記 佐山 靖裕 書 記 永村 由美		
傍 聴 者	向井 推進委員		
議 事 録 署名委員	2番 下河内 委員 3番 川尻 委員		
提出議題	議事 諸報告 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第25号 非農地証明の申請について 協議事項		

1 開 会

事務局長 皆様、本日もお集まりいただきまして、ありがとうございます。只今から令和6年度第6回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者は、委員総数9名中、7名が出席されています。2名の委員については、欠席の連絡をいただいております。そのため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立していることを御報告します。また、議事録作成のため、本会議を録音させていただきます。

それでは、最初に小原会長が、皆様に御挨拶申し上げます。

議 長 皆様、お疲れ様でございます。ようやく涼しく感じてきているところですが、秋風邪をひかないように農作業に励みましょう。また、本日も議事進行への御協力をよろしくおねがいします。

事務局長 これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、小原会長が議長となります。小原議長よろしくお願ひします。

2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては、2番の下河内委員と3番の川尻委員の指名をお願いさせていただきます。よろしくお願ひします。なお、書記に猪垣事務局長、佐山、永村の3名の書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告です。事務局の方からお願ひします。

永村書記 本日審議する事案について説明します。
1つ目は、農地法第3条の許可申請について。
2つ目は、農地法第4条の許可申請について。
3つ目は、農地法第5条の許可申請について。
4つ目は、非農地証明の申請について。
以上です。

議 長 日程第4の議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してもらいます。

永村書記 議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。

令和6年9月25日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

お手許に現地写真をお配りしていますので、併せて御覧ください。

番号1、譲渡人、A、住所、広島市中区、職業、無職。

譲受人、B、住所、江田島市能美町、職業、地方公務員。

所在地、能美町●●字○○__番__、外1筆、合計面積は、783㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「平成19年に相続により取得したが、今回、隣接する宅地建物と併せて譲受人に売却するため申請する。」

譲受人は「当該地に隣接する住宅を購入するにあたり、当該農地も一緒に譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の野菜類を耕作する。」

農地法第3条の農地の所有、権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 室元委員が関係委員となりますので説明をお願いします。(6番、室元委員)

室元委員 事務局が説明されたとおり隣接する住宅と一緒に購入するというので、間違いありません。

議 長 何か質問等はありませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記 番号2、譲渡人、C、住所、江田島市大柿町、職業、農業。

譲受人、D、住所、江田島市江田島町、職業、自営業。

所在地、江田島町●●__丁目__番__の1筆、面積は1,076㎡。

申請理由は使用貸借で、貸し人は「借り人から貸借での申し入れがあったので、今後、借り人にレンコン栽培を教えながら無償で貸し付け、今後、当該農地の管理を任せるため申請する。」

借り人は「E推進委員からの紹介を受け、レンコン栽培を行うため申請する。当該農地の半分は現在も耕作しており、休耕地となっている上の段で貸し人からレンコン栽培を習う。将来的には、畑全体の管理を任せていただく。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 私が関係委員となりますので説明します。(9番、小原会長)

現地写真のように、耕作している畑全体の下の部分で習いながら耕作していき、今後、上の部分でも耕作していくそうです。水も豊富にあり指導者もおられ、レンコンの営農に支障はありませんので、よろしいと思われます。
何か質問等はございませんか。

川尻委員 水が少ないように見えますが、あまり水を貯めてないのでしょうか。

議長 私も水が少ないと感じましたが、池のような感じで耕作するものとは、違う種類みたいです。水の管理は、きちんと行われています。
他に質問等はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記 番号 3、譲渡人、F、住所、広島市西区、職業、無職。
譲受人、G、65 歳、住所、江田島市江田島町、職業、農業。
所在地、江田島町●●__丁目__番の 1 筆、面積は 293 m²。
申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢で市外に居住しており、農業後継者もないことから適正な管理が難しくなっていた。今回、譲受人と土地の売買について合意が得られたため有償で譲り渡す。」
譲受人は「以前から農業の規模拡大を考えていたところ、適地が見つかったため有償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の野菜類を耕作していく。」
農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思ひます。御審議をお願いします。

議長 私が関係委員となりますので説明します。(9 番、小原会長)
自衛隊の▲▲基地の近隣で、現況は野菜類の栽培を行っており畑の手前側に、ごみに見えるような財産を放置しているの、片づければ問題はありません。
御質問等はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。以上で農地法第 3 条の審議を終わりました、

議案第 23 号、農地法第 4 条による許可申請について事務局、お願いします。

永村書記 議案第 23 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和 6 年 9 月 25 日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号 1、申請人、H、住所、江田島市大柿町、職業、歯科医師。

所在地、大柿町●●字○○__番__、外 2 筆、合計面積は、1,835 m²。

申請理由は「当該地を田から畑への改良工事にあたり、令和 3 年 8 月 27 日付けで一時転用の許可を受けていた。本来であれば令和 6 年 8 月 31 日までに完了する工期であったが、景気の影響で工事が思うように進まなかったため、工期を延長するため申請する。」

以上、本案件は田から畑への造成工事で、一時転用の再申請の案件となります。御審議をお願いします。

議 長 中福委員が関係委員となりますので説明をお願いします。(7 番、中福委員)

中福委員 △△前の■■の横にある農地で、通るたびに改良工事が進んでいると見ていたところ。工期延長のための申請であり問題ありません。

議 長 景気の影響というのは、具体的に何を指しているのですか。

佐山書記 畑用の砂が入ってこなかったようです。田から畑への改良ということで、石が混ざっていない良質な砂がなかったということです。

議 長 他に御質問等はありませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記 番号 2、申請人、I、住所、広島市中区、職業、無職。

所在地、能美町●●字○○__番__の 1 筆、面積は、85 m²。

申請理由は「昭和 30 年頃に居宅に建築した際、居宅の一部が農地になっていたが、農地法の許可申請を失念していた。今回、居宅等を売却するにあたり農地から宅地へ転用するため始末書を添えて申請する。」

本案件は、既に居宅が建てられているため追認案件となります。以上、御審議をお願いします。

議長 室元委員が関係委員となりますので説明をお願いします。(6番、室元委員)

室元委員 農地に倉庫兼住居が既に建っており、現況は宅地となっておりますので、仕方ないと思われま

議長 何か御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。以上で農地法第4条の審議を終わりにして、議案第24号、農地法第5条の許可申請について、事務局は説明をお願いします。

永村書記 議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和6年9月25日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、J、住所、江田島市江田島町、職業、無職。
譲受人、K、住所、広島市中区、職業、会社役員。
所在地、江田島町●●__丁目__番__の1筆、面積は、128㎡。
申請理由は譲渡で、譲渡人は「亡き夫が農地法の許可申請を失念し、当該地を駐車場、小屋として利用している。今回、隣接する住居と併せて当該地も売却するため始末書を添えて申請する。」
譲受人は「隣接地に会社の保養所を所有しており、駐車場が手狭になってきたので、当該地を農地から雑種地に転用するため申請する。」
本案件は、既に小屋が建っており、セメント敷きの駐車場もあることから追認案件となります。以上、御審議をお願いします。

議長 私が関係委員となりますので説明します。(9番、小原会長)

委員 住宅の前側の部分が、駐車場、倉庫として使用されており畑も少し残っているのですが、今後は保養所の駐車場に転用するというので、問題ありません。

議長 何か御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員	全員挙手。
永村書記	<p>全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。</p> <p>番号 2、譲渡人、L、住所、江田島市能美町、職業、会社役員。 譲受人、M建設株式会社 代表取締役 L、住所、江田島市能美町、職業、会社役員。 所在地、能美町●●字○○__番__、外 2 筆、合計面積は、2,608 m²。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「現在、個人名義で所有している当該地を会社名義の砂利採掘場として管理していくため、始末書を添えて申請する。」 譲受人は「今後、会社所有の砂利採掘場、資材置き場として使用するため当該地を有償で譲り受け、農地から雑種地に転用する。」 本案件は、既に農地としての使用ではなく、雑種地のような利用状況であることから、追認案件とします。以上、御審議をお願いします。</p>
議長	田中委員が関係委員となりますので説明をお願いします。(8 番、田中委員)
田中委員	現地確認を行いました。現況は畑ではありません。始末書も提出しているので、問題はないと思います。
議長	地目が農地であるが、現況は違うということですか。
佐山書記	譲渡人のLさんが高齢であることから、自己所有名義の財産の整理を行っているうえで、地目が農地であることから所有権移転ができない。そのため農地の地目を変更する必要があるため申請されるものです。
議長	何か御質問等はありませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	<p>番号 3、譲渡人、L、住所、江田島市能美町、職業、会社役員。 譲受人、M産業株式会社 代表取締役 L、住所、江田島市能美町、職業、会社役員。 所在地、能美町●●字○○__番__、外 1 筆、合計面積は、1,467 m²。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「現在、個人名義で所有している当該地を会社名義の機材(重機、車両等)、資材置き場として利用している。今後、会社名義</p>

の財産で管理していくため始末書を添えて申請する。」

譲受人は「今後、会社の機材、車両等、資材置き場として使用するため当該地を有償で譲り受け、農地から雑種地に転用する。」

なお、本案件は既に農地としての使用ではなく、雑種地のような利用状況であることから、追認案件となります。以上、御審議をお願いします。

議 長 田中委員が関係委員となりますので説明をお願いします。(8番、田中委員)

田中委員 事務局が説明したとおり間違いありません。

議 長 何か御質問等はありませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記 番号4、譲渡人、N、住所、広島市中区、職業、会社役員。
譲受人、株式会社O 代表取締役 N 住所、広島市中区、職業、会社役員。
所在地、能美町●●字○○__番__の1筆、面積は、318㎡。
申請理由は使用貸借で、貸し人は「当初の計画は、個人住宅であったが会社のゲストハウスとして活用するため無償で貸し付ける。」
借り人は「ゲストハウスとして多くの人に江田島市の暮らしを体験していただくことが、会社として大きな意義があると考えたため転用する。」
木造2階建てゲストハウス：1棟、延べ床面積：77.03㎡を建設予定。以上、御審議をお願いします。

議 長 室元委員が関係委員となりますので説明をお願いします。(6番、室元委員)

室元委員 事務局が説明したとおり間違いありませんので、問題ないと思います。

議 長 何か御質問等はありませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、許可といたします。以上で農地法第 5 条の審議を終わりにして、議案第 25 号、非農地証明の申請について、お願いします。

永村書記 議案第 25 号、非農地証明の申請について。農地法第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 25 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号 1、申請人、P、住所、東京都大田区。

所在地、大柿町●●字○○___番、外 1 筆、合計面積は、1,124 m²。

申請理由は「昭和 28 年頃までは農地を貸していたが、借主が亡くなってからは、農地も山林化しており今後、農地として復活も見込めないの、山林へ地目変更登記を行う。」

以上、御審議をお願いします。

議 長 村上委員が関係委員となりますので説明をお願いします。(4 番、村上委員)

村上委員 写真を見ても分かるように、いずれの農地も現況が荒れておりますので、山林への地目変更は仕方ないと思われま。

議 長 何か御質問等ございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

永村書記 番号 2、申請人、Q、住所、広島市南区。

所在地、大柿町●●字○○___番の 1 筆、面積は、26 m²。

申請理由は「昭和 40 年頃から適正な管理ができなくなり、雑木が繁茂し面積も小さいので原野の状態となっている。今後、農地に再生することはなく現況も原野であることから、地目変更のため申請する。」

以上、御審議をお願いします。

村上委員 事務局が説明したとおり原野の状態となっております。面積も小さく問題ないと思います。

議 長 何か御質問等ございませんか。

委 員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。この2番の案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可相当といたします。以上で本日の全ての審議を終わりました。日程第5号の協議事項について事務局は、何かありますか。

佐山書記

- ・広島市で開催されるブロック会議について。
- ・農地利用状況調査のタブレット使用について。
- ・ドローンを用いた農地利用状況調査について。

議長 以上で本日の会議を終了します。ありがとうございました。